



自由貿易港区及び国際空港パークの営利事業所得税免除改正案の可決

「欧州連合経済領域租税優遇による有害な租税競争慣行に関するガイドライン」では、国内外の営利事業者に対し、国内外の顧客との取引における差別待遇を禁止しています。行政院がこれに対応するために制定した自由貿易港区設置管理条例第29条及び国際空港パーク発展条例第35条改正草案が2018年12月28日に立法院より可決されました。

改正要点は下表の通りです。

	改正後	改正前
免税適用対象	台湾国内で特定の活動を行う営利事業者	外国営利事業者又はその台湾国内の支店
免税営業行為	自由貿易港区内で行う物品の仕入、輸入、貯蔵又は運送	自由貿易港区内で行う貯蔵又は簡易加工
免税範囲	国内外の物品販売所得はともに免税	<ul style="list-style-type: none"> ● 国外得意先へ物品を販売する場合は免税 ● 売上高総額の10%以下の国内得意先への物品販売について免税
適用期間及び移行期間の処理	<ul style="list-style-type: none"> ● 営利事業所得税免除施行期間は2042年12月31日まで。 ● 改正後の条文は2019年度以降の営利事業所得税確定申告案件に適用される。 ● 改正前に許可された案件の免税期間は最長2021年12月31日まで。 ● 申請中の案件のうち、2018年度以前の所得に帰属する場合は、改正前の規定を適用する。2019年度以降の所得に帰属する場合は、改正後の規定を適用する。 	営利事業所得税免除施行期間は2042年12月31日まで。

KPMGの見解

今回可決された自由貿易港区設置管理条例第29条及び国際空港パーク発展条例第35条の改正案について

- 免税対象の判定は国籍別から、自由貿易港区及び国際空港パークにおいて仕入、輸入、貯蔵又は運送等の準備又は補助性質の活動を行うか否かの営業形態による判定へ変更されました。また、営業形態から簡易加工作業が削除され、物品の販売先は台湾国内又は国外を問わず免税が適用されることになりました。具体的な免税適用範囲、例えば、ラベル貼付、包装、レベル分類等の機能が含まれるかについて、主務機関は財政部と共同で細則で規定する予定です。
- 上記の特定区域以外の区域(例えば、税関管理下の保税倉庫、物流センター)で行う活動は上記の免税規定を適用できませんが、外国営利事業者であり、且つ所在国と台湾の間に租税協定がある場合、租税協定に基づく事業所得の免税適用を申請することが可能です。また、外国営利事業者であり、且つ台湾国外へ物品を販売する、又は台湾国外で販売行為を完了する場合、台湾国内法の規定に基づき台湾源泉所得に帰属しないと認定することができます。
- 加工に従事する場合、上記の免税規定は適用されませんが、外国営利事業者である場合、上記の特定区域内に位置するか否かを問わず、財政部2018年4月17日付台財税字第10600664060号通達に説明される取引形態に基づき、台湾国内の利益貢献度に同業利益基準を乗じて台湾源泉所得を計算することができます。また、台湾国外で物品の販売行為が完了する場合は台湾源泉所得に帰属しません。(KPMG Newsletter No.2018-07「国外事業者が台湾国内で輸入、保存、製造加工等の取引に従事する場合の台湾源泉所得の計算に関する新措置」参照)。

作者

パートナー 陳志愷

副総経理 施淑惠

KPMG Taiwan Network

台北事務所

台北市信義路5段7号68F
Tel :02 8101 6666
Fax:02 8101 6667

新竹事務所

新竹市科学工業園区展業一路11号
Tel:03 579 9955
Fax:03 563 2277

台中事務所

台中市西屯区40758文心路二段
201号7F
Tel :04 2415 9168
Fax:04 2259 0196

台南事務所

台南市中区700民生路2段279号16F
Tel :06 211 9988
Fax:06 229 3326

高雄事務所

高雄市前金区中正四路211号12Fの6
Tel : 07 213 0888
Fax: 07 271 3721

日本業務組主要担当者紹介

日本業務組連絡先(日本語対応可能)

台北事務所

Tel :02 8101 6666(代表)
Fax:02 8101 6667

パートナー

李 宗霖

パートナー

T +886 (2) 8758 9946 内線番号:02337
E johnnylee@kpmg.com.tw

林 琇宜

パートナー

T +886 (2) 8758 9688 内線番号:02587
E slin1@kpmg.com.tw

陳 彦富

パートナー

T +886 (2) 8758 9995 内線番号:02909
E byronchen@kpmg.com.tw

友野 浩司

パートナー

T +886 (2) 8758 9794 内線番号:06195
E kojitomono@kpmg.com.tw

記帳部門(記帳代行、個人所得税、給与計算等)

蔡 文惠

パートナー

T +886 (2) 8758 9992 内線番号:00584
E eileentsai@kpmg.com.tw

登記部門(会社設立、ビザ取得等)

李 美儀

シニアマネジャー

T +886 (2) 8758 9780 内線番号:02340
E migilee@kpmg.com.tw

日本人顧問

横塚 正樹

T +886 (2)8758 9751 内線番号:16991
E masakiyokozuka@kpmg.com.tw

須磨 亮介

T +886 (2) 8758 9926 内線番号:17640
E ryosukesuma@kpmg.com.tw

発行責任者

KPMG 台湾

日本業務組 統括 李 宗霖

kpmg.com/tw

© 2019 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Taiwan.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.